



自家発入門 14

電気事業法による自家発電設備の保安規制 (その12)

2月号では、電気関係報告規則（以下、「報告規則」という。）について紹介します。

報告規則は、電気事業法（以下「法」という。）第106条に基づき電気工作物について定期報告、

事故報告、公害防止等に関する届出、発電所の出力の変更等の届出などの手続きを規定しています。

今回は、定期報告と事故報告について紹介します。

Q1

自家発電設備を設置し運用していますが、定期的に報告が必要と聞きました。どのような制度ですか。

A1

事業用電気工作物に該当する発電用の電気工作物の定期報告について、報告規則第2条で規定しています。

自家発電設備の定期報告は、表第5号で法第28条の3第1項の接続に係る発電用の自家用電気工作物（出力1,000kW以上の発電所）を設置する者に対して表1に示すとおり「自家用発電所運転半期報」で報告することを規定しています。

なお、「第28条の3第1項の接続に係る発電用の自家用電気工作物」とは系統連系する自家発電設備です。（2023年1月号参照。）

表1 自家用発電所運転半期報

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
自家用発電所 運転半期報	法第28条の3第1項の接続に係る発電用の自家用電気工作物（出力1,000kW未満の発電所を除く。）を設置する者	様式第9	4月末日 及び 10月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）

Q2

事故が発生した場合は、事故報告が必要とのことですが、すべて報告が必要ですか。

A2

事業用電気工作物の場合と一般用電気工作物の場合について、それぞれ電気事故報告が必要な事故、報告の方法や期限等について規定しています。

また、報告規則第3条第1項及び第3条の2第1項に掲げる事故以外の事故であっても再発防止策の検討を要するなど特に必要な場合は、法第106条に基づき報告徴収を行うことが「電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）」（令和4年11月30日付け、20221125保局第1号）（以下、「内規」という。）に規定されています。

1. 自家用電気工作物

報告規則第3条第1項では報告を要する事故と報告先について規定し、同第2項では報告の期限や方法について規定しています。

(2) 報告の方法と期限

電気事故報告には「電気事故速報」と「電気事故詳報」があります。

電気事故報告の方法や期限を報告規則第3条第2項で、次のとおり規定しています。

① 電気事故速報

事故の発生をした時から24時間以内可能な限り速やかに報告することとされ、その内容は、次のとおり規定されています。

- ・ 事故の発生日時及び場所
- ・ 事故が発生した電気工作物
- ・ 事故の概要

報告の方法は、電話等の方法により行うとされていますが、産業保安監督部によっては様式や記載例が示されており、ダウンロードできるようになっています。

報告が、表2の複数の号に該当する場合は、速報では適確に該当すると判断される号により報告し、その後の詳報では速報で報告した号以外にも該当す

報告が必要な電気事故として、感電等による死傷、電気火災、他の物件の物損等事故、主要電気工作物の破損、他者への波及事故、社会的影響を及ぼした事故などについて規定されています。

(1) 電気事故報告が必要な事故

電気事故報告が必要な事故と報告先を報告規則第3条第1項で、表2のとおり規定しています。

また、この報告は自家発電設備の設置者が行うこととされています。

報告規則第3条では第1号～第14号まで規定され、表2の事故の種類のカテゴリに掲げる事故が発生した場合（第5号を除く）は、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（所轄産業保安監督部長）に報告することとなります。

ることが明らかな号を全て記載し報告することが内規で規定されています。

また、報告の期限の起点となる「事故の発生を知った時」とは、自家用発電設備設置者が事象の発生を覚知し、その事象が表2のいずれかの事故に該当することを確認した時と内規で規定しています。

② 電気事故詳報

事故の発生を知った日から起算して30日以内に報告することとされています。

報告は、様式第13により行います。

表2の第4号ハ、第12号、第13号について当該事故の原因が自然現象に起因する場合は、この様式の報告書の提出を求められません。

また、この事故報告の提出時点で未だ調査中の内容がある場合は、当該詳報は中間報告と位置付けられ、調査結果が明らかになり次第速やかに続報又は最終報を報告することが内規で規定されています。

さらに、報告期限の起点となる「事故の発生を知った日」とは、自家用発電設備設置者が事象の発生を覚知し、その事象が表2のいずれかの事故に該当することを確認した日と内規で規定しています。

表2 事故報告が必要な電気事故（自家発電設備の場合）

事故の種類		報告先	
第1号	感電等の電気工作物に係る死傷事故 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）	設置の場所を管轄する産業保安監督部長	
第2号	電気火災事故 電気火災事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。）		
第3号	電気工作物に係る物損等事故 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故		
第4号	主要電気工作物の破損事故 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 イ（省略） ロ 火力発電所（汽力、ガスタービン（出力千キロワット以上のものに限る。）、内燃力（出力一万キロワット以上のものに限る。）、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。）における発電設備（発電機及びその発電機と一体となって発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。ただし、ハに掲げるものを除く。） ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であって、出力千キロワット未満のもの（ボイラーに係るものを除く。） ニ～リ（省略） ヌ 電圧一万ボルト以上の需要設備（自家用電気工作物を設置する者に限る。）		
第5号	主要電気工作物の破損事故（省略）		経済産業大臣
第6号	発電支障事故（省略）		設置の場所を管轄する産業保安監督部長
第7号	放電支障事故（省略）		
第12号	他者への波及事故 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損事故又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故		
第13号	ダムからの異常放流事故（省略）		
第14号	電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故 第1号から前号までの事故以外の事故であって、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故		

- ・ 第8号から第11号は電気事業者が対象であり、自家用電気工作物の設置者は対象外のため省略。
- ・ 第5号は水力発電所、変電所及び送電線路を、第6号は10万kW以上の発電設備、第7号は蓄電所、第13号はダムを対象としているため事故内容は省略。

なお、事故の種類ごとに事故報告が適用される時期について表3のとおり内規で規定しています。

表3 各号の事故報告が適用される時期

事故報告が適用される時期	事故の種類
電気工作物の使用が開始された時から	第3条第1項の表第4号～第7号、 第3条の2第1項第4号
電気工作物の設置又は変更の工事が開始された時点から	第3条第1項の表第1号～第3号、第8号～第14号、 第3条の2第1項第1号～第3号

2. 一般用電気工作物

報告規則第3条の2第1項では、一般用電気工作物で電気事故報告が必要となる設備は小出力発電設備（太陽電池発電設備（出力10kW以上、50kW未満のもの）及び風力発電設備（出力20kW未満のもの））とされています。

報告を要する事故として感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損などについて表4のとおり規定し、一般用電気工作物の所有者又は占有者が報告することを規定しています。報告先は、一般用電気工作物を設置する所轄産業保安監督部長、2以上の号に該当する事故で報告先の産業保安監督部長が異なる事故は経済産業大臣に報告することを規定しています。

報告規則第3条の2第2項では報告の期限や方法について規定しています。

第3条第2項と同様に「電気事故速報」と「電気事故詳報」があり、電気事故速報は事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに電話等の方法により行うこととされています。

電気事故詳報は事故の発生を知った日から起算して30日以内に当該事故の詳細を報告書に記載して提出することとされています。

一般用電気工作物の電気事故詳報では様式は規定されていませんが、経済産業省HPで参考様式がダウンロードできるようになっています。

また、産業保安監督部によっては様式や記載例が示されダウンロードできるようになっています。

3月号では、報告規則の公害防止等に関する届出、発電所の出力の変更等の届出について紹介する予定です。

表4 事故報告が必要な電気事故（一般用電気工作物の場合）

事故の種類	
第1号	感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）
第2号	電気火災事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。）
第3号	電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故
第4号	一般用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故